

## 高山市新火葬場建設検討委員会設置条例

## (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、高山市新火葬場建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、この条例の施行前に実施した新たな火葬場の候補地の選考方法を検証するとともに、次の事項について検討し、市長に提案する。

- (1) 新たな火葬場の基本的な構想に関する事項
- (2) 新たな火葬場の候補地の選考に関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員43人以内をもって組織する。

- 2 委員は、有識者、各種団体を代表する者及び公募により選出された者を、市長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する提案が完了したと市長が認めたときまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員のうちから互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に専門知識を有する者その他委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

## (部会)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 第5条及び前条(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
- 4 部会長は、会議の経過及び結果を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民保健部において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、第4条に規定する任期の終了の日以後、規則で定める日をもって、その効力を失う。

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年高山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条、第6条関係)			別表(第2条、第6条関係)		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分(略)		高山市職員の旅費に関する	教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分(略)		高山市職員の旅費に関する
公務災害補償等認定委員会委員～福祉センター運営委員会委員(略) ふれあい会館運営委員会委員	日額 9,100円	条例(昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。)に規定する市長等の旅費額に相当する額	公務災害補償等認定委員会委員～福祉センター運営委員会委員(略) ふれあい会館運営委員会委員 <u>新火葬場建設検討委員会委員</u>	日額 9,100円	条例(昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。)に規定する市長等の旅費額に相当する額
環境審議会委員～水源地域保全審議会委員(略)			環境審議会委員～水源地域保全審議会委員(略)		
行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項(略)			行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項(略)		
投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分(略)			投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分(略)		

